

## 大阪 IR カジノ「関連協定(案)」の公表

昨日 5 日午後、酷暑のなか第 10 回副首都推進本部(大阪府市)会議を傍聴した。表題の IR カジノ誘致が議題になるからだ。府庁は庁舎管理が厳しく、不快に感じることも多かった。運よく抽選に当たり、大阪市廃止の法定協議会の会場で傍聴して、改めて問題点も見えてきた。質疑など聞きとりにくかったが、とりあえずコメントしたい。

IR カジノ誘致の関連協定で大きく変わったのは、開業が 2030 年秋頃とされたこと、事業費が約 1900 億円増となったことである。事業費増に伴う追加資金調達については、中核株主(MGM とオリックス)による出資額の増額により対応。

そのほか、実施協定、事業用借地権設定契約、立地協定の概要が示され、事業者と適切にリスク分担を図りながら、今後、実施協定等を締結していくとしている。会議後に、ある記者から取材を受けて話したことを箇条書きに記録しておきたい。

・実施協定の国への申請は、基本協定書によると府と SPC(事業者=大阪 IR 株式会社)と書かれているが、SPC はどのようなスタンスなのか。

情報公開請求して入手した公文書と同じく、写真の資料にも事業者は「事業前提条件が成熟していないものと判断」「最終的な事業実施判断を行うことができる状況にない」と書かれている。これで国に申請などできるのだろうか。

・何回もレポートしてきたが、地盤沈下対策が最大のネックになっていると考えられるが、これまでの「説明」と同じ文言が並んでいる。要は事業者が地盤沈下対策の費用負担を認めているかが問題である。

・質疑でも話題になったが、IR 事業の工程と万博との関係である。大幅に準備が遅れている万博工事と IR 工事が両立できるのか。国は万博工事に支障が生じる恐れのある IR 工事などを認めるのか。大阪府市の楽観的な見方が気になるだけでなく、IR カジノ事業者の負担とリスクを高めるのではないか。

・IR 事業の工程に、環境アセスメントについて書かれていない。IR アセスは、まだ準備書も提出されていない。評価書が確定しないと、IR 工事は実施できないはずだ。この点でも、工程の甘さと不備を指摘しておきたい。

IR 事業の工程	
区域整備計画 (2022年4月)	見直し後 (2023年9月) ※1
2022年秋頃～ 区域整備計画の認定 行政手続き・調査・準備工事の着手	2023年4月 区域整備計画の認定 2023年春頃～ 2023年夏頃 行政手続き・調査※2 2023年秋頃 実施協定の締結認可※3 実施協定・事業用定期借地権設定契約等の締結※3 液化化対策工事の着手
2023年春～夏頃 工事の発注及び着手	2024年夏頃 IR 準備工事の発注及び着手 2025年春頃 IR 建設工事の発注及び着手
2029年夏～秋頃 工事の完了	2030年夏頃 工事の完了
2029年秋～冬頃 IR 施設の開業	2030年秋頃 IR 施設の開業

※1 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、IR 事業の規制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤沈下への対応状況、工事環境等によっては、IR 事業の工程は1～2年程度後ろ倒しとなる可能性がある。  
※2 区域整備計画の認定後の実施工事のみを示す。  
※3 国土交通大臣による実施協定締結の認可の時期は推定(実施協定の認可の時期によって、IR 事業にかかる他の工程は変動する。)

事業前提条件の状況と対応について
<b>【事業者の見解】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>判断基準日において事業前提条件が成就していないものと判断。</li><li>事業実現に向けた意思に変わりはなく、引き続き、事業実現に向けて必要な手続きや準備を進め、事業実現に向けて最大限尽力してまいります。</li><li>他方で、条件が成就していない現状においては、最終的な事業実施判断を行うことができる状況にない。</li><li>現時点においては、基本協定を解除しないこととし、条件に基づく解除権を規定する等、合理的に必要な範囲の修正を行ったうえで実施協定の認可申請を行ってまいります。</li></ul>
<b>【府市の考え】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>判断基準日において事業前提条件が充足しておらず、最終的な事業実施判断ができないことも相応の合理性がある。</li><li>SPCは、継続的に相当の資金投下をしながら、設計、調査、工事調整等の各種準備作業を進めているところであるが、今般約1,900億円にのぼる事業費増加に対しても、中核株主2社自らの追加投資という非常に大きな経営判断を行うなど、事業実現に向けた強い意志を有するとともに、事業実施に向けた具体的な事業進捗も認められる。</li></ul>

(2023年9月6日)